

## (5) 上田市生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)(案)について

| 路線名            | 運行事業者   | 運行区間                | 運行距離(Km)     | 運行日       | 日運行回数  | 輸送人員(人) |        |        | 備考                        |
|----------------|---------|---------------------|--------------|-----------|--------|---------|--------|--------|---------------------------|
|                |         |                     |              |           |        | R2      | R3     | R4     |                           |
| 信州上田医療センター線    | 上田バス(株) | 上田駅～信州上田医療センター      | 2.4          | 毎日運行      | 36     | 26,272  | 27,591 | 44,819 |                           |
| 塩田線            |         | 上田駅～別所温泉            | 16.4         | 平日・土曜のみ運行 | 8      | 10,905  | 11,637 | 11,749 |                           |
| 上田市街地循環バス(青バス) |         | 上田市街地               | 27.1         | 平日・土曜のみ運行 | 9      | 10,943  | 11,589 | 12,459 |                           |
| 上田市街地循環バス(赤バス) |         | 上田市街地               | 27.1         | 平日・土曜のみ運行 | 5      | 8,221   | 8,142  | 9,344  | 令和2年4月1日から千曲バスから引き継ぎ、運行開始 |
| 久保林線           |         | 久保林～上田駅             | 4.9          | 平日・土曜のみ運行 | 8      | 2,253   | 2,337  | 2,433  | 平成28年10月1日から運行開始          |
| 室賀線            | 千曲バス(株) | 下秋和～上室賀<br>上田新田～上室賀 | 17.4<br>14.1 | 平日のみ運行    | 9<br>1 | 29,036  | 30,279 | 30,133 |                           |

## 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年6月7日

（名称） 上田市公共交通活性化協議会  
 （代表者名） 会長 佐藤 安則

## 生活交通確保維持改善計画の名称

上田市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和6年度～令和8年度）

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

上田市におけるバス路線の集積点は、上田駅となっており、市域内に広範に路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等により構成される公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通については、市街地中心部の総合病院をはじめとする各種医療機関、大規模ショッピングセンター等が当市民の日常生活機能を担う中で、各地域からのバス路線が市街地に向かう唯一の手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少傾向にあり、バス事業者の収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

従来自主運行してきたものの、収支の悪化により存続が困難となっている上田バス(株)が運行する塩田線、信州上田医療センター線、千曲バス(株)が運行する室賀線については、塩田・川西地域の住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な路線として存続させていくことが必要である。このため、地域公共交通確保維持事業により、塩田線、信州上田医療センター線、室賀線の確保・維持を図りたい。

上田市街地循環バスについては、上田市街地の公共施設をはじめとした拠点施設等を結び、市民の通学や通院、買い物をはじめ、観光的な利用も含めた市街地の回遊性向上を目的として運行しており、本事業による路線の維持・確保を図りたい。

また、平成28年10月から運行を開始した上田バス(株)の久保林線は、交通空白地帯の久保林地区と上田駅を結ぶ、生活に必要な交通体系を確保するとともに、中心市街地活性化に結びつけていく路線として存続が不可欠である。

なお、同年12月には、まちづくりと連携し、公共交通ネットワークを一体的に形づくり、持続させることを目的に地域全体の公共交通ネットワークシステムの在り方などを定めた「上田市地域公共交通網形成計画」を作成した。

現在、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に基づく「地域公共交通計画」の策定に取り組んでおり、令和5年度中の策定を予定している。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### 【上田バス株】

##### (乗車人員)

信州上田医療センター線の乗車人員を 45,000 人以上、塩田線の乗車人員を 12,775 人以上、上田市街地循環バスの乗車人員を青バス 18,980 人以上、赤バス 11,315 人以上、久保林線の乗車人員を 3,780 人以上とする。

##### (運行コスト)

各路線の運行コストを 1 km 当たり 466.79 円以内とする。

信州上田医療センター線の収支率を 60% 以上、塩田線・上田市街地循環バス・久保林線の収支率を 15% 以上とする。

#### 【千曲バス株】

##### (乗車人員)

室賀線の乗車人員を 29,100 人以上とする。(算出根拠は昨年 28,812 人だった為、1% を上乗した数字を目標とした。)

##### (運行コスト)

令和 4 年度 (10 月～9 月) の運行コスト実績が 1 km 542 円 13 銭のため、室賀線の運行コストを 1 km 当たり 542 円以内とする。

(令和 4 年度 (10 月～9 月) の収支率の実績が室賀線 25.12% のため、収支率を 26% 以上とする。前年度の実績値を参考とした。)

### (2) 事業の効果

#### 【塩田線】

塩田線を維持することにより、西塩田地区の交通不便地域の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、上田電鉄別所線塩田町駅等と接続することにより、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

#### 【信州上田医療センター線】

上田駅及び地域間幹線系統と上田市の中核拠点病院である信州上田医療センターを効率的に結び、病院通院者および周辺住民の利便性を図る。

#### 【室賀線】

室賀線を維持することにより、川西地域の交通不便地域の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、上田駅と接続することにより、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

#### 【上田市街地循環バス】

市街地循環バスを運行することにより、周辺住居地域と市街地主要施設を結び、中心市街地への買い物需要や病院・高校等への通院・通学の利便性を確保し、また上田駅等と接続することにより、観光振興の視点を踏まえた効率的な運行体系が実現できる。

#### 【久保林線】

久保林地区住民からの要望を踏まえ、公共交通空白地帯の久保林地区と上田駅を結ぶ生活交通としての足を確保することにより、地域住民の外出促進、中心市街地の活性化につなげる。

|   |
|---|
| <p><b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b></p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイヤ改正やバス停変更に合わせて時刻表を改定し、印刷のうえ配布する。(上田市公共交通活性化協議会)<br/>※上田市地域公共交通網形成計画 P73</li> <li>・小学校の夏休み期間に「夏休みキッズバス企画」を実施し、家族でのバス利用を促し、公共交通の役割や重要性等について理解を深め、親しんでもらうとともに、将来の利用促進につなげていく。(上田市公共交通活性化協議会・バス事業者)<br/>※上田市地域公共交通網形成計画 P42</li> <li>・市内を運行するバス車両、文化団体の作品・園児による絵を飾ったギャラリーバスの展示や乗車体験、QRコード決済体験を通して、公共交通を知っていただくきっかけを作り、将来の利用促進につなげていく。(上田市公共交通活性化協議会・バス事業者)</li> <li>・高校入学を控えた中学3年生や在学中の高校生に対し、通学における公共交通の利用促進チラシを配布する。(上田市公共交通活性化協議会)</li> <li>・市内の小中学生、また、運転免許証を返納した高齢者を対象とした「バス乗り方教室」を開催し、モビリティマネジメントに取り組む。(上田市公共交通活性化協議会・バス事業者)<br/>※上田市地域公共交通網形成計画 P74</li> <li>・運転免許自主返納促進事業におけるタクシー利用補助券申請者に対して、バスの時刻表、路線図等を補助券送付時に同封し、配布する。(上田市公共交通活性化協議会)</li> <li>・QRコード決済により公共交通をキャッシュレスで利用できるプロジェクトの周知PRを徹底し、利用者にとっての利便性の向上、事業者にとっての生産性の向上を図るとともに、様々な施策との連携による波及効果を図る。(上田市公共交通活性化協議会・バス事業者)</li> </ul> |
| <p><b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</b></p>  |
| <p>表1のとおり</p>   |
| <p><b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</b></p>   |
| <p>上田市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>  |
| <p><b>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b></p>   |
| <p>上田バス(株)、千曲バス(株)</p>  |
| <p><b>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法</b><br/><b>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b></p>   |
| <p>該当なし</p>   |
| <p><b>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要</b><br/><b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>   |
| <p>該当なし</p>   |

|  |
|--|
| <p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧<br/> <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>                                      |
| <p>該当なし</p>  |
| <p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項<br/> <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>   |
| <p>該当なし</p>  |
| <p>11. 外客来訪促進計画との整合性<br/> <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b></p>  |
| <p>該当なし</p>  |
| <p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br/> <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>   |
| <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。</p>  |
| <p>13. 車両の取得に係る目的・必要性<br/> <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>   |
| <p>該当なし</p>  |
| <p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br/> <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>  |
| <p>(1) 事業の目標</p>   |
| <p>該当なし</p>  |
| <p>(2) 事業の効果</p>   |
| <p>該当なし</p>  |
| <p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>                                     |
| <p>該当なし</p>  |
| <p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br/> <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p> |
| <p>該当なし</p>  |

| 17. 協議会の開催状況と主な議論  |   |
|--|---|
| 令和元年5月29日  | 地域間幹線系統確保維持計画、上田市生活交通確保維持改善計画、運賃低減バス運行計画等について承認   |
| 令和元年11月22日   | 県道川西線、鹿教湯線の一部系統の廃止、まちなか循環バスの休止等について承認   |
| 令和2年2月14日  | 地域公共交通確保維持改善事計画（運行事業者変更）変更、交通不便地域の解除（古安曾地域・富士山地域）、新規申請（城下地域）等について承認   |
| 令和3年2月10日  | まちなか循環バス、上田城下線の廃止等について承認  |
| 令和3年3月24日  | 書面協議による協議会を開催し、信州の鎌倉シャトルバス線の廃止及び信州上田レイライン線の新設について承認   |
| 令和3年6月1日   | 佐久上田線の廃止について承認  |
| 令和3年11月22日   | 豊殿地区自主運行循環バス（あやめ号）の廃止について承認   |
| 令和4年1月7日   | 書面協議による協議会を開催し、上田市生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統）の事業評価について承認  |
| 令和4年5月25日  | 地域間幹線系統確保維持計画、上田市生活交通確保維持改善計画、運賃低減バス運行計画等について承認   |
| 令和4年7月29日  | 書面協議による協議会を開催し、オレンジバス東塩田コースの認可・廃止（一部路線）、上田草津線（特急湯畑号）の特殊割引運賃について承認   |
| 令和4年9月28日  | 書面協議による協議会を開催し、上田草津線（特急湯畑号）の運行回数、及び時刻の変更について承認  |
| 令和4年11月16日   | 書面協議による協議会を開催し、道路形状の変更に伴う認可（廃止）申請について承認   |
| 令和5年2月1日   | 書面協議による協議会を開催し、上田草津線（特急湯畑号）の国道144号（鳴岩橋）開通に伴う認可申請について承認  |
| 令和5年2月27日  | 書面協議による協議会を開催し、上田市生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統・バリア解消）の事業評価、上田市街地循環バス（青バス東コース）・信州上田医療センター線・塩田線のダイヤ改正について承認   |
| 令和5年3月16日  | 書面協議による協議会を開催し、信州上田レイライン線・西丸子線のダイヤ改正について承認  |
| 令和5年6月7日   | 地域間幹線系統確保維持計画、上田市生活交通確保維持改善計画、運賃低減バス運行計画等について承認（予定）   |
| 18. 利用者等の意見の反映状況   |   |
| 路線ごとに利用啓発を図るとともに、住民からの要望を踏まえたダイヤ変更等の改善を行いながら利用人員の増加を図り、路線の維持確保につなげていく。 |   |
| 19. 協議会メンバーの構成員  |   |
| 関係都道府県   | 長野県企画振興部交通政策局交通政策課、長野県上田地域振興局企画振興課  |
| 関係市区町村   | 上田市（都市建設部、福祉部）  |
| 交通事業者・交通施設管理者等   | 東日本旅客鉄道(株)長野支社上田駅、しなの鉄道(株)、上田電鉄(株)、上田バス(株)、千曲バス(株)、東信観光バス(株)、ジェイアールバス関東(株)小諸支店、一般社団法人長野県タクシー協会上小支部、千曲バス労働組合、上田警察署、国土交通省長野国道事務所、長野県上田建設事務所、上田市都市建設部管理課 |
| 地方運輸局  | 北陸信越運輸局、北陸信越運輸局長野運輸支局   |

|                |   |
|----------------|---|
| その他協議会が必要と認める者 | 上田市自治会連合会、上田市社会福祉協議会、上小圏域障害者総合支援センター、上田婦人団体連絡協議会、上田市身体障害者福祉協会、上小高等学校長会、名古屋大学客員准教授 |
|----------------|---|

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 上田市大手1丁目11番16号

(所 属) 上田市都市建設部交通政策課

(氏 名) 木角 圭汰

(電 話) 0268-23-5011

(e-mail) kotu@city.ueda.nagano.jp